

**税金**  
**トレンド!**  
ZEIKIN  
TREND

税金の「今」  
がわかる!

▶ まもなく令和4年分確定申告が始まります! /  
変更点や留意事項を把握しよう

## 令和4年分確定申告の主な変更点



今年もまた所得税確定申告の時期がやってまいりました。令和4年分の所得税等の確定申告の相談及び申告書の受付は、令和5年2月16日(木)から3月15日(水)までです。消費税は令和5年3月31日(金)が期限です。

令和4年分所得税確定申告では変更点がいくつかあり、所得区分に影響する大きな改正もありますので、該当する方はよく理解しておきましょう。

### 1 確定申告書類の変更点

令和5年1月1日以降に提出する書類のフォームが少し変更されています。そもそも確定申告の様式は法で定められたものではなく、所得税法上の必要とされる項目を国税庁が様式化したものですが、次の①及び②の変更は、書類を統合することで簡素化を図る意図があったものと思われます。

#### ① 確定申告書Aが廃止されBに統合

確定申告書Bの簡易版の位置付けだった確定申告書Aの書式が廃止され、Bに統合される形で一本化されました。

#### ② 第一表に「修正申告」欄が追加

修正申告書第五表(別表)が廃止され、第一表に「修正申告」欄が新たに設けられました。

#### ③ 一定の雑所得について収支内訳書の提出が必要に

令和2年分の確定申告から、雑所得が公的年金等、業務、その他の3つに区分されましたが、これに対応する形で、業務に係る雑所得について収支内訳書の提出が必要になりました。対象となるのは、「前々年分の売上高が1,000万円を超えていた場合」です。



### 2 雑所得に関する変更点

#### ① 事業所得と業務に係る雑所得の区分

事業所得と業務に係る雑所得のいずれに該当するかの判断基準が示されたことにより、その所得を得るための活動が、社会通念上事業と称するに至る程度で行っている場合は原則として事業所得、そうでない場合は雑所得となります。

社会通念上事業といえるかどうかは、営利性や継続性、設備、取引の目的などを総合的に勘案する必要がありますが、国税庁の説明によると、取引を記録した帳簿書類の記帳・保存が無い場合にはおおむね雑所得に該当するとしていることに注意が必要です。

収入金額	記帳・帳簿書類の保存あり	記帳・帳簿書類の保存なし
300万円超	社会通念で判断 ※概ね事業所得に区分されることを通達の解説で説明	社会通念で判断
300万円以下		業務に係る雑所得

財務省「パブリックコメントからの変更点」より



## ② 業務に係る雑所得の書類の保存

令和2年度の税制改正において、業務に係る雑所得の前々年の収入金額が300万円を超える場合には、請求書や領収書などの取引に関する書類の保存を義務付ける改正が行われています。確定申告後5年間は保存する必要があります。

# 3 その他の変更点

## ① 住宅ローン控除制度の見直し

個人が住宅ローン等を利用してマイホームの新築、取得又は増改築等をした場合、一定の要件を満たすときは、住宅ローン等の年末残高の合計額等を基として所得控除を受けることができますが、その要件が見直されています。主な変更点は次のとおりです。

- 住宅ローン控除の適用期限を4年延長 (令和7年12月31日までに入居した者が対象)
- 控除率を1%から0.7%に引下げ
- 新築住宅等につき控除期間を13年へと延長
- 住宅ローン控除の適用対象者の所得要件を合計所得金額3,000万円以下から2,000万円以下に引下げ
- 合計所得金額1,000万円以下の者につき、令和5年以前に建築確認を受けた新築住宅の床面積要件を40m<sup>2</sup>以上に緩和
- カーボンニュートラルの実現に向けた対応

## ② セルフメディケーション税制の見直し

セルフメディケーション税制 (特定の医薬品購入額の所得控除制度) は、医療費控除の特例として、健康の保持増進及び疾病の予防への取組として一定の取組を行う個人が、スイッチOTC医薬品等を購入した際に、その購入費用について所得控除を受けることができるものです。制度の適用期限が5年延長されるとともに、効果が薄いスイッチOTCが税制対象医薬品の範囲から除外され、一部の非スイッチOTC医薬品が対象となりました。

対象となる医薬品は、商品のパッケージやレシートで識別できますが、厚生労働省のホームページでも確認することができます。( <https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000124853.html> )

## ③ スマホアプリ納付が可能に

令和4年12月1日からQRコード決済などで税金の納付ができるようになりました。

「国税スマートフォン決済専用サイト」(スマホ専用)において、スマホアプリ(〇〇Pay等)を利用することにより納付できます。

### (1) 利用可能なPay払い



### (2) 利用に当たっての注意事項

事前にPay払いへのアカウント登録及び残高へのチャージが必要です。一度の納付での利用上限金額は30万円ですが、利用するPay払いによっては、利用可能な金額が制限される場合があります。また、領収書は発行されませんので、領収書が必要な方は金融機関や税務署の窓口で納付を行ってください。

## 帳簿の作成と保存は適正に

令和6年1月1日以後に法定申告期限等が到来する申告所得税や消費税については、税務調査時に、売上に関する帳簿を保存していなかったことや記載が不十分であったことが把握されると加算税が通常の割合より上乘せ(加重)されることとなっています。また、**2 雑所得に関する変更点**にあるように、帳簿の有無が所得区分の判定への影響や今年の10月に開始される消費税インボイス制度により、これまで以上の適正な記帳と保存が必要になりそうです。

青色申告者だけでなく、白色申告者や一定の業務に関する雑所得の方も帳簿の記載・保存義務があります。手書きの帳簿は、手間がかかるだけでなく、計算誤りや保存の観点からオススメしません。やはり会計ソフトを利用するのが良いのではないのでしょうか。最近は、簿記の知識がなくても記帳できる会計ソフトの普及が目覚ましく、また、インボイス制度や電子帳簿保存法に対応した会計ソフトも数多くありますので、記帳義務等の適正な履行に向け、その利用をぜひご検討ください。

